

各 位

長 崎 県 土 木 部
建 設 企 画 課 長
(公 印 省 略)

工事実施段階における「三者会議」の実施要領について

標記について、長崎県土木部において平成18年度より試行してきたところではありませんが、下記のとおり実施要領を定め実施する事としましたので、お知らせします。

記

1. 設計要領 別添のとおり
2. 適用年月日 平成21年11月1日以降に実施する三者会議に適用する。

工事実施段階における「三者会議」の実施要領

平成21年10月

長崎県 土木部

工事実施段階における「三者会議」の実施要領

1. 目的

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者、設計者(コンサルタント等)、施工者が施工上の課題や対応方法などに関する認識を共有することが重要であるため、工事実施段階における三者間の会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象工事

コンサルタント等による詳細設計の成果を有する工事のうち、以下のいずれかの項目に該当する工事を対象とする。

重要構造物(橋梁・トンネル・ダム・樋門等)を含む工事
大規模な仮設(仮栈橋・仮締切等)を含む工事
主たる工種に新技術や新工法を採用した工事
第三者への影響が大きい工事
施工者が希望する工事で発注者が特に必要と認める工事

3. 構成員

構成員は以下のとおりとする。

発注者 : 監督職員(必要に応じて担当課長・検査指導幹等)
施工者 : 工事請負業者(現場代理人・監理技術者・主任技術者等)
設計者 : 当該工事の詳細設計を実施したコンサルタント

4. 開催時期

施工者による施工計画(当初)の策定時(現地調査や設計照査の完了後)に、発注者が日程調整を行い開催する。

なお、開催回数は上記時点の1回を標準とするが、施工条件に大幅な変化が生じるなど発注者が必要と認める場合は、複数回開催することができるものとする。

5. 実施要領

(1) 会議の開催

対象工事の施工者は、施工計画(当初)の策定時、三者会議の実施について発注者に要請するとともに、施工計画立案に際しての疑問点や確認すべき点がある場合は、それらを整理した書面(様式自由・以下「質問書」という。)を、併せて提出するものとする。

施工者から要請を受けた発注者は、会議出席者と調整を行うとともに、設計者に対して、「参加要請文書」や「質問書」を送付するものとする。

発注者から要請を受けた設計者は、当該工事の詳細設計の管理技術者(もしくはこれと同等の技能を有する者)を含む2名以上を、三者会議へ出席させるものとする。

(2) 会議の運営

発注者は、会議の進行を行うものとする。

施工者は、現地調査や設計照査の結果を報告するとともに、施工計画立案に際しての疑問点や確認すべき点について説明するものとする。

設計者は、設計思想や施工上の留意点などを説明するとともに、設計者と発注者は、施工者の質問等に対して回答を行うものとする。

会議の各参加者は、設計図書と現場の整合性や、設計思想や施工上の留意点等について確認を行うものとする。

施工者は、確認した内容(様式自由)を速やかに整理して、後日、発注者と設計者に提出するものとする。

6. 会議費用の負担

施工者における費用は、施工者が負担するものとする。

設計者における費用は、発注者が負担するものとし、その方法は下記によるものとする。

発注者は、会議1回当り、主任技師を0.5人、技師Aを0.5人、旅費交通費（設計業務等標準積算基準書による）を、当該工事の技術管理費に積上げ計上する。
（当初積算時に計上する会議の回数は、1回分を標準とする。）
（旅費交通費の積算は、設計業務等標準積算基準書による。）
（当該業務費は、工事の間接経費や諸経費・技術経費の対象としない。）
（設計者が複数存在する場合は、設計者毎に上記費用を計上する。）

発注者は、当該工事の特記仕様書に、会議の開催回数ならびに積算金額や支払いの義務や条件等を記載し、施工者は、設計者に当該金額を支払う。
（変更積算時に計上する場合、発注者は、工事打合せ簿で施工者に指示する。）

特記仕様書記載例（三者会議を実施する場合）

第 条（三者会議）

請負者は、『工事実施段階における「三者会議」の実施要領〔長崎県土木部〕』に基づいた三者会議を、施工計画(当初)の策定時に1回、実施するものとする。
本工事では、三者会議の費用として金 円を計上しており、請負者は、三者会議の終了後50日以内に、当該費用を下記の設計者に支払うものとする。
〔設計者： コンサルタント(株) 支店 支店長 〕
なお、三者会議の実施回数の変更が必要な場合は、別途、協議するものとする。

特記仕様書記載例（三者会議の実施を予定していない場合）

第 条（三者会議）

本工事では、『工事実施段階における「三者会議」の実施要領〔長崎県土木部〕』に基づいた三者会議の実施を予定していないが、三者会議の実施が必要と判断する請負者は、発注者と協議するものとする。

7. 修正設計等の対応

会議の結果、修正設計等が必要となった場合の対応は、下記によるものとする。

(1) 設計者の責による場合の対応（設計業務委託契約のかし担保期間内の場合）

発注者は、土木設計(測量・調査)業務等委託契約書第41条に基づく修補の請求を、設計者に対して行うものとする。ただし、修正の内容が軽微で、かつ、設計者が自主的に修補を行う場合は、この限りではない。

かし担保期間は、原則3年とするが、そのかしが故意又は重大な過失の場合については、10年とする。なお、重大な過失とは、「過失の結果として、目的物に構造面・用途面から契約の目的に影響を与える重大なかし」があったものとする。

(2) 設計者の責による場合の対応（設計業務委託契約のかし担保期間を過ぎている場合）

発注者の負担により、修正設計を行うものとする。

なお、修正設計は、発注者による直営又は修正設計業務委託により行うことを原則とするが、工事行程上やむを得ない場合は、施工者に実施させることができるものとし、この場合、必要な業務価格を工事設計書に追加計上するものとする。

特記仕様書記載例（修正設計を工事の施工者に実施させる場合）

第 条（ 詳細設計）

本業務に適用する共通仕様書は『土木設計(測量・調査)業務等共通仕様書〔長崎県土木部〕』とする。また、本業務の成果物のかし担保は『土木設計(測量・調査)業務等委託契約書〔長崎県土木部〕』第41条によるものとする。
なお、本業務の成果部分の工事については、監督職員の承諾又は指示を得てから着手するものとする。

(3) 設計者の責によらない場合の対応

(2)に同じ。